

令和元年第14回教育委員会定例会
(7月16日開会)

台東区教育委員会

日 時 令和元年7月16日(火)午後2時08分から午後2時50分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第30号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第31号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

第32号議案 東京都台東区教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規定の一部改正について

第33号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の通勤手当支給規定の一部改正について

第34号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の旅費支給規定の一部改正について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

イ 令和元年度教科用図書調査研究委員会からの報告について

(3) 教育改革担当

ウ 台東区学校教育ビジョン策定の進捗状況について

2 その他

- ・区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時08分 開会

矢下教育長 ただいまから、令和元年第14回台東区教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第2、教育長報告の報告事項、教育改革担当のウについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

日程第1 議案審議

第30号議案・第31号議案・第32号議案・第33号議案・第34号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第30号議案を議題といたします。なお、関連する第31号議案、第32号議案、第33号議案及び第34号議案についても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第30号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第31号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則、第32号議案、東京都台東区教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、第33号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について、第34号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について、これらは人事管理システム導入に伴う規定整備でございますので、一括してご説明させていただきます。

8月1日より、区では、職員の人事管理システムを導入することになっております。あわせて、幼稚園にも同様の人事管理システムを導入いたします。これまで職員は、各種手当や旅費の申請を紙により行ってまいりましたが、システム導入後、パソコン上で行う事になります。それに伴いますので規定整備でございます。

それではまず、第30号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

ください。先ほど申しましたとおり、今回の手続きを踏みまして、給与の口座振替申請、扶養手当の申請手続きなどをパソコン上で可能とする旨の改正を行うものでございまして、その記載のとおり、条項を新設いたします。電磁計算組織によって、電磁的に表示し、記録する方法により行うことができるという事を特例として加えるものでございます。

なお、ここで規定上の電子計算組織につきましては、法律用語でということ、法律用語では、パーソナルコンピューターを指しているものでございます。

以降、新旧対照表は同様のつくりになっております。第31号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則では、住居手当の申請が可能になるということの改正でございます。

第32号議案、東京都台東区教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正については、教育委員会職員の職務免除申請手続きが可能となるという改正でございます。

第33号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正については、通勤手当の申請が可能となる改正でございます。

第34号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正については、旅費の申請が可能となるという規定改正になっております。

それぞれの規定は、先ほど申し上げましたとおり、電子計算組織、パーソナルコンピューターにて申請を行うことができる旨の文言をつけ加えたということでございます。

施行日は、令和元年8月1日といたします。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決をいたします。

第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案及び第34号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案及び第34号議案については、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、ご報告をお願いします。

庶務課長 それでは、令和元年6月分の「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応について、ご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

放課後対策担当取扱1件でございます。内容でございますが、根岸こどもクラブのスタッフの態度ということで、子供たちが公共の場である公園を占領するのはいかなものか。スタッフも感じが悪いので、先に遊んでいた子供に対しての配慮がなく、改善を強く望むという内容のものでございました。

続きまして、生涯学習課取扱1件でございます。こちらは職員の対応ということで、自動販売機で、100円の飲料水を買おうと1,000円札を入れたが、つり銭が出てこず、職員に相談をしたところ、メーカーが対応するまで待っていて欲しいとのことだったので、職員で立てかえができないのかと聞いたところ、来所するまで待ってほしいという対応だったと。最終的には職員からつり銭を受け取ったが、1時間ほど経過してしまい次の仕事に影響が出たので、厳正に対処してほしいというのが要望でございました。

続きまして、スポーツ振興課の取扱3件でございます。まず1点目、バスケットゴールの設置についてということで、区内にバスケットのゴールを整備してほしい、入谷南公園を候補にできないか。また、駒形中学校のグラウンドを開放してほしいというご要望でございます。

続きまして、2点目は、リバーサイドプールの利用についてということで、今年から、プール利用が区内在住・在勤・在学者対象と変更になった、この決定経緯を教えてくださいというものでございます。

最後、3点目でございますが、テニスコートについてということで、台東区は他区と比較してテニスコートが少ない。リバーサイドに集中しており、浅草橋・蔵前地区からは遠いので柳北にもう一面つくってほしいというご要望でございます。

裏面をご覧ください。最後、中央図書館取り扱い1件でございます。中央図書館でのDVD等の視聴についてということで、23区の区民か台東区在勤在学者しか利用できないとのことだが、それ以外の人でも身分証明書提示で視聴することはできないかというご要望でございました。

回答を要するものにつきましては、それぞれ記載のとおりのお返事をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 職員の対応についてですが、本当に職員の方は大変だと思うのですが、こういう本来の職分ではない、自動販売機の管理ですから、多分職員の守備範囲と違うと思うんですね。こういうときに実際にどうしたらいいのかということが、ある一定のそのマニュアルないしはルールをつくって、この方々にも、ルールどおりに我々はやっていますということを言わないと、これは職員として大変であろうと思います。職員がこのオー

ナーではないので。こういうときにどうするかというのは、決めておいて、区民の方に理解をしてもらうということがいいと思うので、そうじゃないと、区民は要望したんだけどやってくれないということで不満が残ります。ぜひちょっと考えていただいて、よろしくお願ひいたします。

生涯学習課長 冒頭のほうの職員の対応についてということで、自動販売機の案件なのですが、こちらについては、原則としては、自動販売機の設置事業者と利用された方の中で直接電話でやり取りをしていただくというのを原則とさせていただいております。この来所された方に関しては、ちょっとそれでは納得がいなくて、こちらのほうにご意見をいただいたということでございます。最終的には、事業者の方に確認を取って職員の方で建てかえてくださいという確認を取った上で対応をさせていただいたところになります。

樋口委員 それは困りますよね。

高森委員 この区民の方を疑うわけではないですが、もし本当に1,000円札を入れたかどうかは実際はわからないわけですから、区の職員が軽々に対応してはいけないと思います。今のやり方で私はいいと思います。

裏面の中央図書館取り扱い分ですが、このDVD等の視聴について、23区の区民が台東区在勤在学者しか利用できないというその理由というのは、何かあるのでしょうか。

中央図書館長 こちらの方は、DVDは、実際には図書館内で視聴できることになっていまして、実質的には、図書と同じく貸し出しという種類になってしまっていて、こちらに書いてあるとおり、この貸し出し要件がこちらになっているということでございます。

高森委員 視聴というのは、中で見られるのではなくて、外へ持ち出してということですね。

中央図書館長 そのとおりでございます。

末廣委員 バasketボールの設置ですが、柏葉中では毎週月曜日に開放しているということですが、これはほかの中学ではできないというか、柏葉中だからできるのか、そのところはということになっていますかね。

スポーツ振興課長 このBasketボールの種目につきましては、ここに書いてある柏葉中のみという形になります。

末廣委員 では、ほかの中学なんかはちょっと無理ですかね、解放というのは。

スポーツ振興課長 学校のほうで何曜日はコミュニティだったりとか、既に決まっている部分がございます。スポーツ振興課のほうでお借りできる部分については、ここだけという状況でございます。

樋口委員 固定式Basketボールのリングと、可動式があって、可動式は本当に気をつけないと倒れてしまうので、安易に一般開放というわけにはいかないですね。

高森委員 表の放課後対策担当取扱分の根岸こどもクラブのスタッフの態度についての案件ですけれども、これについては状況がよくわからないのですが、学童の子供たちが公共の場である公園で遊んでいたというのは、学童に通っている時間帯に遊んでいたのか、

それとも学童に通う前なのか、どのような状況なのでしょう。

放課後対策担当課長 根岸こどもクラブにつきましては、上根岸公園の横にありまして、日常の学童に通っている間の時間帯でまとまって外遊びに公園を利用させていただいているところなんです。

高森委員 その活動は、学校での活動ではないわけですから、こどもクラブの活動なのですけれども、公共の場ではあるわけですから、学童の子供たちはそこを使ってはいけないということではないと思いますが、こういった状況でこのご意見が今寄せられているのでしょうか。

放課後対策担当課長 子供たちも学童の部屋にだけいるというのですと、なかなかストレスにもなってしまいますし、外遊びというのは、やはり子供たちにとっても楽しい時間になっています。ですが、子供が公園に何人もまとまって行くので、それを見て先に使っている方が驚かされてしまうということは間々あることだと思っております。今回も子供がまとまった数で出てきて驚かされてしまったようです。公園はもちろん学童だけのものでもありませんし、皆さんの場所でございますので、使う前、利用する前に子どもたちにも、先に遊んでいる子供だとか、幼児を連れた親御さんたちとかも見えますので、使う際の配慮という事について、確認してから利用しようねということで、子供たちに伝えるということは、事業者のほうで申しておりました。

また、スタッフの態度についてなのですけれども、配慮はしているのですけれども、やはりちょっと足りていない部分もあったかもしれないということです。今後も接遇や公園利用者、先に使っている公園利用者への配慮というのはきちんとしていきたいと思います。区からもお話しして、事業者もそうですねということで、お話しは聞いていただいているところです。

高森委員 事業者のスタッフの人数にもよるでしょうけれども、目が届かない、手が行き届かないところもあると思うので、その辺について、事業者のほうから状況の説明等ありましたか。

放課後対策担当課長 公園に行く際もスタッフ一人だけということではなくて、複数人ではいるのですが、やはり子供たち、外遊び楽しいとあって、勢いよく外に行ってしまうことがありますので、その部分については、きちんと注意はしていくということで伺っております。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 指導課 イ

矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、連和元年度教科用図書調査研究委員会からの報告についてご説明申し上げます。

2点、小学校、それから中学校、分けてご説明申し上げます。

まず、来年度より使用する小学校教科用図書の調査結果として、このたび調査研究委員会委員長より、様式1が提出されました。

これまでの調査の経過についてご説明いたします。台東区教育委員会では、資料作成委員会、調査研究委員会を設置し、教科書採択の事務を行ってまいりました。初めに、第1回調査研究委員会では、調査研究委員長から、資料作成委員会委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。その後、資料作成委員会委員長から、資料作成委員会の各委員に調査報告を作成するよう指示をいたしました。その後、資料作成委員会から、調査研究委員会あてに調査結果の報告があり、第2回・第3回調査研究委員会において、報告書の検討を行ったところでございます。作成されました調査結果の報告書、様式1及び、6月1日から7月3日まで実施いたしました教科書展示会の際のアンケートにつきましては、教育委員の皆様へ配付させていただきます。

続きまして、中学校教科用図書に関する調査研究資料についてです。本件につきましては、4月の第4回定例教育委員会において中学校教科用図書採択の進め方等について、平成30年度検定において、新たな図書の申請がなかったため、前回の平成26年度検定合格図書の中から採択を行うということや、4年間の使用実績を踏まえつつ平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることとの文部科学省の通知があったことにより、本区では、平成27年度の採択がえのときに、当時の調査研究委員会から報告された資料等を活用し、採択を行うことについてご説明いたしました。

その資料につきましても、教育委員の皆様へ配付させていただきます。

教育委員の先生方には今後本報告書に基づきまして、内容の検討を進めていただき、教科用図書の採択を賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、次回の定例教育委員会においてご説明させていただきます。

以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

2 その他

矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(3) 教育改革担当 ウ

矢下教育長 それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、私から、台東区学校教育ビジョン策定の進捗状況について、ご報告申し上げます。資料は2でございます。

項番1、進捗状況についてでございます。本件につきましては、本年5月8日の本委員会において、台東区学校教育ビジョン中間のまとめについて、ご報告をしたところでございます。その後、5月24日、区民文教委員会において、中間のまとめを報告し、了承を得ました。続いて、5月28日火曜日から6月17日月曜日にかけての3週間にわたり、中間のまとめのパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの実施結果につきましては、項番2でご説明申し上げます。パブリックコメントの結果を受けまして、庁内検討会を開き、その後、7月3日に専門部会を開催し、先週でございますが7月11日に策定委員会を開催いたしました。また、本ビジョンの中間のまとめにつきましては、これまでの過程で若干の修正を加え、最終素案として現在まとめております。本日別紙1としてお配りいたしましたので、ご覧いただければ幸いです。修正箇所につきましては、マーキングをしております。

修正した点といたしましては、総合教育会議で決定した改定後の教育大綱と5月24日の区民文教委員会で報告した際に受けました指摘事項を反映した部分として、幾つかございます。

それでは、区民文教委員会を受けて修正した箇所について冊子であります、別紙1にて、順にご説明申し上げます。多少ページが前後いたしますが、お許しいただければと存じます。

まず、施策に関する説明が具体的過ぎるのではないかというご指摘があったため、20ページをお開きいただけますでしょうか。20ページの施策の二つ目、グローバルに活躍する人材の育成の項目におけるALTの右側に薄く網掛けになっていますが、等という言葉をつ

け加えました。同様に、27ページをお開きいただければと存じます。

施策二つ目になります、安全安心な施設設備の充実の項目について、「防犯ブザーの貸与」という箇所を、「防犯ブザー等の子供の安全に資する防犯器具の貸与」といたしました。

続きまして、お隣の26ページでございます。施策の三つ目、働き方改革の推進のところでございますが、働き方改革プランの名称を明記したほうがよいのではないかという指摘を受けまして、ご覧のとおり、「台東区立学校における働き方改革プラン」（平成30年12月策定）に基づきと加筆をいたしました。

続きまして、24ページをお開きいただければと存じます。施策の四つ目でございます。個人の性的指向や性自認に対する正しい理解と適切な配慮の項目でございますが、この項目の2行目は、もともとはこのように書いてありました。「又、保護者（本人）からの」というような表記でありまして、また、本人の部分が括弧書きになっていたところですが、この括弧を削除するとともに、ご覧のとおり保護者または本人からのといたしました。また、その後、その後ろ、「学校と保護者が」とございましたところを、「学校と保護者又は本人とが」というふうな表記に直してございます。

続きまして、25ページでございます。家庭への支援、施策の一つ目でのところでございますが、ここの項目について、子育てに対する不安は、入園や入学だけではないのではないかと。もっと幅広く記述をしていただきたいという指摘を受けまして、ご覧のとおり、冒頭に「子供への養育やかかわり方で悩む保護者」というような表現を挿入するとともに、もともとございました「園や小学校への入園・入学を控え、不安を抱いている保護者」という表記を削除いたしました。また、2行目の「その不安」の部分に「孤立感」を加えてございます。

続きまして、35ページ、後ろのほうになります。教育行政の役割という所をご覧いただければと存じます。（4）でございます。ここでは、区民文教委員からは、家庭への支援について、これまで教育行政はさまざまな対応をしていることは承知しているのだが、本ビジョンにおいても教育行政における家庭への支援について明確に記述していただきたい旨がございました。これを受けてご覧のとおり加筆したものでございます。

ここまでが5月24日の区民文教委員会を受けての修正でございます。

続きまして、項番2、パブリックコメントの実施状況について、ご説明をいたします。資料一番はじめのレジюмеに戻っていただければと存じます。

（1）実施概要でございますが、前回の報告でもご説明しておりますので、簡単にご説明申し上げます。実施機関は に記載のとおりでございます。周知方法でございますが、以前の報告では、区のホームページ及び広報たいとうとお伝えしているところでございますが、二つ目の記載の校園長に依頼をし、園だよりや、学校だより等でも保護者に向けて周知したところでございます。閲覧場所は記載のとおりでございます。

（2）実施の結果でございます。恐れ入りますが、別紙2、ステープラどめになっている

ものでございます。別紙2のほうをお読みいただければと存じます。台東区学校教育ビジョンパブリックコメントの結果でございます。上の段から3段目のところに、意見受付件数がございます。区内在住・在勤の方で、匿名でないものを件数としてございます。結果は12人の方から23件の意見を頂戴いたしました。下段、表の見方でございますが、左側が23件のご意見の項番としてお示しをしております。表の真ん中、ご意見でございますが、こちらはいただいた意見をそのまま掲載してございます。そして表の右側、そのご意見に対する区の考え方でございまして、事務局にて文案を作成いたしました。関係課と協議をしてまとめたものでございます。また、この表の並び順でございますが、関連するページで並べてございます。先日行われましたビジョンの策定委員会においてもこのパブリックコメントの実施結果を報告し、ご意見をいただいた上で了承を得たところでございます。なお、こちらのパブリックコメントを受けてビジョンの最終素案に反映させた箇所はございません。

いずれのご意見につきましても。既に中間のまとめに記載をし、方向性を示しているものであると考えております。本委員会でもご了承いただきましたらば、区の公式ホームページに掲載する予定でございます。

それでは、いただいたご意見と区の考え方について、順に、簡単ではございますが、ご説明を申し上げます。

まず項番1、こちらは学校園という用語についてのご意見でございまして、このことは御覧のとおり、ビジョンの4ページに記載がございますというような答え方をしております。

項番2は、ひとづくりについてのご意見でございまして、ビジョンのご覧のページが関連する箇所でございます。

おめくりいただければと存じます。項番3、こちらは基本理念、施策目標4に関係しております。積極的に施策を推進してほしいというご意見でございます。

項番4、こちらは育てたい人間像について。そして項番5は、育てたい人間像及び施策目標1に関するところでございました。

ページをめくっていただきまして、項番6でございます。こちらは長文となっておりますが、内容といたしましては、幼稚園の行事が宗教色をなくしているといったご意見でございまして、これに対しては、特定の宗教に変調せず、文化的に調和のとれた教育活動を展開しているとの回答を記載してございます。

さらにおめくりいただきまして、項番7でございます。道案内できるくらいの語学力や意欲を小学校から導入してほしいというご意見でした。

そして項番8は、地域に根差した教育に関するご意見でございます。

次の項番9も、これはページをまたがって長文になっておりますが、内容といたしましては、区の文化的特色を生かした教育の推進に関するご意見でございました。

項番10、下の方になりますが、10ページをめくっていただきますと、項番11。この二つ

については、特別支援教育に関するご意見でございます。回答といたしましては、これまでの取り組みと今後について、記載してございます。

ページがさらに進みまして、項番12では、多様なニーズを具現化する教育について手厚い指導が行われているというご意見。

そして項番13は、子供にかかわるトラブルへの対応についてのご意見でございます。

項番14は、児童虐待への対応についてのご意見でございます。これに対しては、子ども家庭支援センターを中心としての対応を回答してございます。

ページをさらにめくっていただきまして、項番15・16。こちらは、学校における働き方改革に関する意見でございました。

項番17、こちらは放課後における子供の安全安心について。

項番18は文化施設の教育的活用に関するご意見でございます。

更にページを進んでいただきまして、項番19でございます。こちらは0歳から15歳までの一貫した教育の推進について。

番20は、施策目標4、施策の方向性16の教育行政における学校園経営の支援についてのご意見でございます。

項番21から23にかけましては、ビジョン全体に関するご意見でございます。例えば項番21は施策が細かくてわかりやすいという意見、項番22は、長過ぎて最後まで読むのが大変という意見。そして最後の項番23は、事業の確実な実施を求めるご意見でございます。

簡単ではございますが、23件の意見の概要については、以上となります。

では、一番はじめの資料2のレジユメ資料に戻っていただければと存じます。項番3、スケジュールでございます。本ビジョンの最終案を検討するため、8月に最終の策定委員会及び専門部会を開催いたします。その後、9月の教育委員会、政策会議に報告した上で、10月の区民文教委員会に報告をしまいたします。

また、あわせて個別事業への反映といたしましては、改定された学校教育ビジョンの体系に合わせて、学びのキャンパス台東アクションプランを検討してまいります。

アクションプランは令和2年度以降の行動計画として策定し、新規拡充の事業及び継続する事業についてお示しをしまいたします。アクションプランの策定の進捗状況につきましても、今後本委員会にて報告をいたします。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 24ページの最後の性自認に関する理解と書いてあるところですが、これは保護者または本人ということは、学校と保護者というケースと、学校と本人というケースがあって、学校と保護者・本人というケースはないという理解ですかね。

教育改革担当課長 さまざまなケースがあるということがまず大前提でございまして、もともと学校と保護者という関係だったのですが、本人と保護者の考えが違うこともあるだろうと。保護者が直接学校に相談することもあるだろうということで、どちらからでも

加えてそこで申されたのは、決してこういうような取り組み、いわゆるクリスマス会という名称を使うか、使わないかは別としても、先ほど指導課長が言ったとおり、その季節季節に応じたイベントものはやっているというような園長先生のお言葉でございました。

樋口委員 ある人が違和感を持つということは、これの目的が理解されていない。その効果が理解されていないところで起こるので、どうしてやるのかという話をした時に、宗教を学ぶという言い方よりも、やっぱり先ほども言いましたけど、異文化理解だと。これだけのグローバル化社会において、いろいろなルーツを持った人たちがいますよと。

末廣委員 異文化理解だけじゃなくて、日本の昔からの文化を理解するとか、そういう意味も結構あると思います。だから、ひなまつりとか、七夕まつりとか、いろいろと今までそういうのが残ってきていると思っています。

高森委員 ちなみに、公立園の場合に、クリスマス会という名称でこういった取り組みをしている園はございますか。

指導課長 記憶の範囲では、おたのしみ会であるとかという用語はよく聞くんですが、ちょっとはっきりとはわかりません。

高森委員 当然、いま園に通っている保護者や子供たちはさまざまな宗教に属している人たちもいるわけで、そういった人たちに対して、例えば、園行事に、クリスマス会という言葉を当てた場合に、何等かの違和感を感じたり、あるいは拒否反応を起こす場合もありますから、こういった表現の仕方の工夫も必要だなとは思っています。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当のウについては、報告どおり了承願います。

3 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時50分 閉会